

新旧対照表

【特例輸入者の承認要件等の審査要領について（平成 19 年 3 月 31 日財関第 418 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>関税法（昭和 29 年法律第 61 号）第 7 条の 5、第 51 条、第 62 条において準用する関税法第 51 条、第 63 条の 4 若しくは第 67 条の 6 に規定する承認又は関税法第 67 条の 13 第 3 項若しくは第 79 条第 3 項に規定する認定の要件の審査は、平成 21 年 7 月 1 日より、下記により行うこととするので了知ありたい。</p> <p>なお、この通達の実施前に、関税定率法等の一部を改正する法律（平成 21 年法律第 14 号）附則第 2 条の規定により同法第 2 条の規定による改正後の関税法第 67 条の 13 第 2 項の規定に基づく認定の申請があった場合には、当該申請に係る審査は、この通達の規定により行うこととするので留意する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 定義</p> <p>この通達において、次に掲げる用語の意義は、それぞれの定義に従うものとする。</p> <p>(1)～(3) (省略)</p> <p>(4) 「法令遵守規則」とは、法第 7 条の 5 第 3 号、法第 51 条第 3 号（法第 62 条において準用する場合を含む。）、法第 63 条の 4 第 3 号、法第 67 条の 6 第 3 号又は法第 79 条第 3 項第 3 号に規定する規則をいう。</p> <p>(5)～(8) (省略)</p> <p>(9) 「特定輸出関連業務」とは、法第 67 条の 6 第 2 号に規定する特定輸出申告（法第 67 条の 3 第 6 項に規定する特定輸出申告をいう。以下同じ。）に係る貨物の輸出に関する業務であって、特定輸出者（法第 67 条の 3 第 1 項第 1 号に規定する特定輸出者をいう。以下同じ。）が行うものをいう。</p> <p>(10)～(12) (省略)</p> <p>(13) 「帳簿書類」とは、法第 7 条の 9 第 1 項若しくは第 67 条の 8 第 1 項に規定する帳簿書類又は通関業法（昭和 42 年法律第 122 号）第 22 条第 1 項に規定する帳簿及び書類をいう。</p> <p>(14)～(16) (省略)</p>	<p>関税法（昭和 29 年法律第 61 号）第 7 条の 5、第 51 条、第 62 条において準用する関税法第 51 条、第 63 条の 4 若しくは<u>第 67 条の 4</u>に規定する承認又は関税法第 67 条の 13 第 3 項若しくは第 79 条第 3 項に規定する認定の要件の審査は、平成 21 年 7 月 1 日より、下記により行うこととするので了知ありたい。</p> <p>なお、この通達の実施前に、関税定率法等の一部を改正する法律（平成 21 年法律第 14 号）附則第 2 条の規定により同法第 2 条の規定による改正後の関税法第 67 条の 13 第 2 項の規定に基づく認定の申請があった場合には、当該申請に係る審査は、この通達の規定により行うこととするので留意する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 定義</p> <p>この通達において、次に掲げる用語の意義は、それぞれの定義に従うものとする。</p> <p>(1)～(3) (同左)</p> <p>(4) 「法令遵守規則」とは、法第 7 条の 5 第 3 号、法第 51 条第 3 号（法第 62 条において準用する場合を含む。）、法第 63 条の 4 第 3 号、法第 67 条の 4 第 3 号又は法第 79 条第 3 項第 3 号に規定する規則をいう。</p> <p>(5)～(8) (同左)</p> <p>(9) 「特定輸出関連業務」とは、法第 67 条の 4 第 2 号に規定する特定輸出申告（法第 67 条の 3 第 2 項に規定する特定輸出申告をいう。以下同じ。）に係る貨物の輸出に関する業務であって、特定輸出者（法第 67 条の 3 第 1 項第 1 号に規定する特定輸出者をいう。以下同じ。）が行うものをいう。</p> <p>(10)～(12) (同左)</p> <p>(13) 「帳簿書類」とは、法第 7 条の 9 第 1 項若しくは<u>第 67 条の 6</u>第 1 項に規定する帳簿書類又は通関業法（昭和 42 年法律第 122 号）第 22 条第 1 項に規定する帳簿及び書類をいう。</p> <p>(14)～(16) (同左)</p>

新旧対照表

【特例輸入者の承認要件等の審査要領について（平成 19 年 3 月 31 日財関第 418 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>2 過去の法令違反歴等に関する審査</p> <p>特例輸入者、特定保税承認者、特定保税運送者、特定輸出者、認定製造者又は認定通関業者（法第 79 条の 2 に規定する認定通関業者をいう。以下同じ。）（以下「特例輸入者等」という。）の承認又は認定の申請があつた場合における当該申請を行った者（以下「申請者」という。）に係る過去の法令違反歴等（法第 7 条の 5 第 1 号、法第 51 条第 1 号（法第 62 条において準用する場合を含む。）、法第 63 条の 4 第 1 号、法第 67 条の 6 第 1 号、法第 67 条の 13 第 3 項第 1 号及び第 3 号イ又は法第 79 条第 3 項第 1 号に掲げる事項をいう。）に関する審査は、次による。この場合において、その審査の対象となる者が、国内外の治安に重大な影響を与えるおそれのある団体等への関与が懸念される者であるか否かについても配意する必要があるので留意する。</p> <p>(1)～(3) （省略）</p> <p>(4) 特定輸出者の承認申請の場合</p> <p>① 申請者が法第 67 条の 6 第 1 号イからチまでに該当するものでないことを確認する。</p> <p>なお、上記(1)①のなお書の規定は、法第 67 条の 6 第 1 号ホからトまでに該当するものでないことの確認について準用する。</p> <p>② 上記(1)②の規定は、法第 67 条の 6 第 1 号ヘに規定する「使用者その他の従業者」について準用する。</p> <p>(5) 認定製造者の認定の申請の場合</p> <p>① （省略）</p> <p>② 上記①の確認に併せて、申請者が法第 67 条の 13 第 2 項の規定により提出する申請書に記載された特定製造貨物輸出者（同項に規定する特定製造貨物輸出者をいう。以下同じ。）について、その者が同条第 3 項第 3 号イに規定する法第 67 条の 6 第 1 号イからチまでに該当するものでないことを確認する。</p> <p>なお、上記(1)①のなお書の規定は、法第 67 条の 13 第 3 項第 3 号イに規定する法第 67 条の 6 第 1 号ホからトまでに該当するものでない</p>	<p>2 過去の法令違反歴等に関する審査</p> <p>特例輸入者、特定保税承認者、特定保税運送者、特定輸出者、認定製造者又は認定通関業者（法第 79 条の 2 に規定する認定通関業者をいう。以下同じ。）（以下「特例輸入者等」という。）の承認又は認定の申請があつた場合における当該申請を行った者（以下「申請者」という。）に係る過去の法令違反歴等（法第 7 条の 5 第 1 号、法第 51 条第 1 号（法第 62 条において準用する場合を含む。）、法第 63 条の 4 第 1 号、法第 67 条の 4 第 1 号、法第 67 条の 13 第 3 項第 1 号及び第 3 号イ又は法第 79 条第 3 項第 1 号に掲げる事項をいう。）に関する審査は、次による。この場合において、その審査の対象となる者が、国内外の治安に重大な影響を与えるおそれのある団体等への関与が懸念される者であるか否かについても配意する必要があるので留意する。</p> <p>(1)～(3) （同左）</p> <p>(4) 特定輸出者の承認申請の場合</p> <p>① 申請者が法第 67 条の 4 第 1 号イからチまでに該当するものでないことを確認する。</p> <p>なお、上記(1)①のなお書の規定は、法第 67 条の 4 第 1 号ホからトまでに該当するものでないことの確認について準用する。</p> <p>② 上記(1)②の規定は、法第 67 条の 4 第 1 号ヘに規定する「使用者その他の従業者」について準用する。</p> <p>(5) 認定製造者の認定の申請の場合</p> <p>① （同左）</p> <p>② 上記①の確認に併せて、申請者が法第 67 条の 13 第 2 項の規定により提出する申請書に記載された特定製造貨物輸出者（同項に規定する特定製造貨物輸出者をいう。以下同じ。）について、その者が同条第 3 項第 3 号イに規定する法第 67 条の 4 第 1 号イからチまでに該当するものでないことを確認する。</p> <p>なお、上記(1)①のなお書の規定は、法第 67 条の 13 第 3 項第 3 号イに規定する法第 67 条の 4 第 1 号ホからトまでに該当するものでない</p>

新旧対照表

【特例輸入者の承認要件等の審査要領について（平成 19 年 3 月 31 日財関第 418 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>ことの確認について準用する。</p> <p>③ 上記①②の規定は、法第 67 条の 13 第 3 項第 1 号へ及び同項第 3 号イに規定する<u>法第 67 条の 6</u>第 1 号への「使用人その他の従業者」について準用する。</p> <p>(6) (省略)</p> <p>3 業務遂行能力等に関する審査</p> <p>特例輸入者等の申請者に係る業務遂行能力等（法第 7 条の 5 第 2 号、法第 51 条第 2 号（法第 62 条において準用する場合を含む。）、法第 63 条の 4 第 2 号、<u>法第 67 条の 6</u>第 2 号、法第 67 条の 13 第 3 項第 2 号イ、ロ及び同項第 3 号ロ並びに法第 79 条第 3 項第 2 号に掲げる事項をいう。）に関する審査は、次による。</p> <p>(1) 電子情報処理組織を使用して業務を行うことができる能力</p> <p>申請者に係る業務遂行能力等のうち、電子情報処理組織（電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律（昭和 52 年法律第 54 号）第 2 条第 1 号に規定する電子情報処理組織をいう。以下「システム」という。）を使用して業務を行うことができる能力を有していることの意義は、次による。</p> <p>① 特例輸入者、特定輸出者又は認定製造者の場合</p> <p>申請者（認定製造者の認定の申請にあっては、特定製造貨物輸出者。）が特例申告貨物に係る輸入申告及び特例申告（法第 7 条の 2 第 2 項に規定する特例申告をいう。以下同じ。）、特定輸出申告又は特定製造貨物輸出申告（法第 67 条の 3 第 4 項に規定する特定製造貨物輸出申告をいう。以下同じ。）をシステムを使用して行うことができる環境を整えていることをいう。</p> <p>なお、申請者がこれらの申告に係る業務の一部又は全部を通関業者に委託している場合にあっては、当該委託を受けた通関業者がこれらの申告をシステムを使用して行うことができる環境を整えていれば足りることとなるので留意する。</p>	<p>ことの確認について準用する。</p> <p>③ 上記①②の規定は、法第 67 条の 13 第 3 項第 1 号へ及び同項第 3 号イに規定する<u>法第 67 条の 4</u>第 1 号への「使用人その他の従業者」について準用する。</p> <p>(6) (同左)</p> <p>3 業務遂行能力等に関する審査</p> <p>特例輸入者等の申請者に係る業務遂行能力等（法第 7 条の 5 第 2 号、法第 51 条第 2 号（法第 62 条において準用する場合を含む。）、法第 63 条の 4 第 2 号、<u>法第 67 条の 4</u>第 2 号、法第 67 条の 13 第 3 項第 2 号イ、ロ及び同項第 3 号ロ並びに法第 79 条第 3 項第 2 号に掲げる事項をいう。）に関する審査は、次による。</p> <p>(1) 電子情報処理組織を使用して業務を行うことができる能力</p> <p>申請者に係る業務遂行能力等のうち、電子情報処理組織（電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律（昭和 52 年法律第 54 号）第 2 条第 1 号に規定する電子情報処理組織をいう。以下「システム」という。）を使用して業務を行うことができる能力を有していることの意義は、次による。</p> <p>① 特例輸入者、特定輸出者又は認定製造者の場合</p> <p>申請者（認定製造者の認定の申請にあっては、特定製造貨物輸出者。）が特例申告貨物に係る輸入申告及び特例申告（法第 7 条の 2 第 2 項に規定する特例申告をいう。以下同じ。）、特定輸出申告（<u>法第 67 条の 3 第 2 項に規定する特定輸出申告をいう。以下同じ。</u>）又は特定製造貨物輸出申告（法第 67 条の 3 第 4 項に規定する特定製造貨物輸出申告をいう。以下同じ。）をシステムを使用して行うことができる環境を整えていることをいう。</p> <p>なお、申請者がこれらの申告に係る業務の一部又は全部を通關業者に委託している場合にあっては、当該委託を受けた通關業者がこれらの申告をシステムを使用して行うことができる環境を整えていれば足りることとなるので留意する。</p>

新旧対照表

【特例輸入者の承認要件等の審査要領について（平成 19 年 3 月 31 日財関第 418 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
②～④ (省略) (2) (省略)	②～④ (同左) (2) (同左)
4 法令遵守規則等に関する審査 申請者が定めていることとされる法令遵守規則等（法第 7 条の 5 第 3 号、法第 51 条第 3 号（法第 62 条において準用する場合を含む。）、法第 63 条の 4 第 3 号、法第 67 条の 6 第 3 号、法第 67 条の 13 第 3 項第 2 号ハ又は法第 79 条第 3 項第 3 号に規定する規則をいう。以下同じ。）に関する審査は、次による。 (1)及び(2) 省略	4 法令遵守規則等に関する審査 申請者が定めていることとされる法令遵守規則等（法第 7 条の 5 第 3 号、法第 51 条第 3 号（法第 62 条において準用する場合を含む。）、法第 63 条の 4 第 3 号、法 <u>第 67 条の 4 第 3 号</u> 、法第 67 条の 13 第 3 項第 2 号ハ又は法第 79 条第 3 項第 3 号に規定する規則をいう。以下同じ。）に関する審査は、次による。 (1)及び(2) 省略
5 特定の事業部門に係る承認申請の取扱い 申請者（特例輸入者及び特定輸出者の承認の申請者に限る。以下この項において同じ。）が法人である場合であって、当該法人における特定の事業部門が制度を利用するため申請が行われる場合の取扱いについては、次による。 (1)及び(2) (省略) (3) 上記 2 の規定に基づく審査は、当該法人全体が法第 7 条の 5 第 1 号又は <u>第 67 条の 6 第 1 号</u> の規定に該当するか否かについて審査することとなるので留意する。 (4) (省略)	5 特定の事業部門に係る承認申請の取扱い 申請者（特例輸入者及び特定輸出者の承認の申請者に限る。以下この項において同じ。）が法人である場合であって、当該法人における特定の事業部門が制度を利用するため申請が行われる場合の取扱いについては、次による。 (1)及び(2) (同左) (3) 上記 2 の規定に基づく審査は、当該法人全体が法第 7 条の 5 第 1 号又は <u>第 67 条の 4 第 1 号</u> の規定に該当するか否かについて審査することとなるので留意する。 (4) (同左)
6 (省略)	6 (同左)
別紙 1 法令遵守規則・実施規則の記載内容及び内部体制等に関する審査事項一覧表 (特例輸入者・特定輸出者・認定製造者用)	別紙 1 法令遵守規則・実施規則の記載内容及び内部体制等に関する審査事項一覧表 (特例輸入者・特定輸出者・認定製造者用)
1 及び 2 (省略)	1 及び 2 (同左)

新旧対照表

【特例輸入者の承認要件等の審査要領について（平成 19 年 3 月 31 日財関第 418 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>3 税関手続の履行に関する事項</p> <p>(1)及び(2) (省略)</p> <p>(3) 特定輸出貨物に関する税関手続等</p> <p>①～③ (省略)</p> <p>④ 関連会社等に特定輸出貨物の運送を依頼している場合であって、消費税の免税措置の適用を受ける運送については、当該運送の指図書の内容が関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）<u>67 の 3-1-7</u>の(3)の規定に適合することとなるための手順及び体制が整えられているか。</p>	<p>3 税関手続の履行に関する事項</p> <p>(1)及び(2) (同左)</p> <p>(3) 特定輸出貨物に関する税関手続等</p> <p>①～③ (同左)</p> <p>④ 関連会社等に特定輸出貨物の運送を依頼している場合であって、消費税の免税措置の適用を受ける運送については、当該運送の指図書の内容が関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）<u>67 の 3-1-8</u>の(3)の規定に適合することとなるための手順及び体制が整えられているか。</p>
<p>(4) 特定製造貨物に関する税関手続の管理</p> <p>①～③ (省略)</p> <p>④ 関連会社等に特定製造貨物の運送を依頼している場合であって、消費税の免税措置の適用を受ける運送については、当該運送の指図書の内容が関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）<u>67 の 3-1-7</u>の(3)の規定に適合することとなるための手順及び体制が整えられているか。</p>	<p>(4) 特定製造貨物に関する税関手続の管理</p> <p>①～③ (同左)</p>
4～6 (省略)	4～6 (同左)
<p>7 関連会社等の指導等に関する事項</p> <p>①～③ (省略)</p> <p>④ 関連会社等に特定輸出貨物又は特定製造貨物の運送を依頼している場合であって、消費税の免税措置の適用を受ける運送に関して当該関連会社等が作成する請求書の内容が、関税法基本通達<u>67 の 3-1-7</u>の(4)の規定に適合することとなるための当該関連会社に対する指導及び管理の手順及び体制が整えられているか。</p>	<p>7 関連会社等の指導等に関する事項</p> <p>①～③ (同左)</p> <p>④ 関連会社等に特定輸出貨物の運送を依頼している場合であって、消費税の免税措置の適用を受ける運送に関して当該関連会社等が作成する請求書の内容が、関税法基本通達<u>67 の 3-1-8</u>の(4)の規定に適合することとなるための当該関連会社に対する指導及び管理の手順及び体制が整えられているか。</p>
<p>8 税関との連絡体制に関する事項</p> <p>① (省略)</p> <p>② 次に掲げる場合に、直ちに税関へ連絡する手順及び体制が整え</p>	<p>8 税関との連絡体制に関する事項</p> <p>① (同左)</p> <p>② 次に掲げる場合に、直ちに税関へ連絡する手順及び体制が整え</p>

新旧対照表

【特例輸入者の承認要件等の審査要領について（平成 19 年 3 月 31 日財関第 418 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>られているか。</p> <p>イ 令第 4 条の 5 第 5 項、<u>令第 59 条の 10 第 5 項又は令第 59 条の 16 第 6 項</u>の規定に基づく届出を行う必要が生じた場合。 ロ～二 (省略)</p>	<p>られているか。</p> <p>イ 令第 4 条の 5 第 5 項、<u>令第 59 条の 8 第 5 項又は令第 59 条の 14 第 6 項</u>の規定に基づく届出を行う必要が生じた場合。 ロ～二 (同左)</p>
9～13 (省略)	9～13 (同左)
別紙 2 法令遵守規則の記載内容及び内部体制等に関する審査事項一覧表 (特定保税承認者・特定保税運送者・認定通関業者用)	別紙 2 法令遵守規則の記載内容及び内部体制等に関する審査事項一覧表 (特定保税承認者・特定保税運送者・認定通関業者用)
1 及び 2 (省略)	1 及び 2 (同左)
3 税関手続の履行に関する事項 (1)及び(2) (省略) (3) 認定通関業者に関する税関手続 ①～④ (省略) ⑤ 関連会社等に特定委託輸出貨物の運送を依頼している場合であって、消費税の免税措置の適用を受ける運送については、当該運送の指図書の内容が関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）67 の 3-1-7 の(3)の規定に適合することとなるための手順及び体制が整えられているか。 ⑥ 上記①から⑤のほか、法、通関業法その他の法令に規定する輸出入関連業務に関する手続の適正な履行及び通関業務に係る貨物について必要な確認の的確な履行	3 税関手続の履行に関する事項 (1)及び(2) (同左) (3) 認定通関業者に関する税関手続 ①～④ (同左) ⑤ 上記①から④のほか、法、通関業法その他の法令に規定する輸出入関連業務に関する手続の適正な履行及び通關業務に係る貨物について必要な確認の的確な履行
4～6 (省略)	4～6 (同左)
7 関連会社等の指導等に関する事項 ①～③ (省略)	7 関連会社等の指導等に関する事項 ①～③ (同左)

新旧対照表

【特例輸入者の承認要件等の審査要領について（平成 19 年 3 月 31 日財関第 418 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>④ 関連会社等に特定委託輸出貨物の運送を依頼している場合であって、消費税の免税措置の適用を受ける運送に関して当該関連会社等が作成する請求書の内容が、関税法基本通達 67 の 3-1-7 の(4)の規定に適合することとなるための当該関連会社に対する指導及び管理の手順及び体制が整えられているか。</p>	

8～13 (省略)

8～13 (同左)